

使用料の在り方に関する基準等

R7.7.4上下水道事業審議会資料

独立採算の原則と公正な料金設定

⇒「下水道事業に必要な経費は、経営に伴う収入のみをもって充てる」ことが原則（独立採算）、かつ公正妥当な料金設定とする必要がある。

※下水道事業においては、例外規定（その経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等の規定）が無い。

◆地方財政法第6条要点（公営企業の経営原則と例外規定）

公営企業の経費は、その「①性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「②公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を除き、**当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない**。

◆地方公営企業法第17条の2要点（一般会計と地方公営企業の経費負担区分）

- 公営企業の経営原則の例外規定（**一般会計等が負担する経費の規定**）。
 - ①性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
 - ②公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 地方公営企業の経費は、地方公共団体の一般会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

◆地方公営企業法第21条要点（料金設定の原則）

料金は、**公正妥当なものでなければならず**、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、**健全な運営を確保することができるものでなければならない**。

◆地方公営企業法施行令第8条の5要点（一般会計等において負担する経費の列記）

- ①の経費
 - 一 水道事業 消火栓、消防水経費、公園等における無償水道の経費
 - 二 工業用水道事業 （略）
 - 三 病院事業 （略）
- ②の経費
 - 一 軌道事業 （略）
 - 二 病院事業 （略）

下水道事業の例外規定無し

よって、一般会計からの負担(繰入)に頼らない経営を目指すべき

下水道使用料設定にあたっての考え方

⇒維持管理費は全額使用料の対象とする一方、資本費（減価償却費等）は使用料対象範囲を過渡的に限定することができる。

また、国等の公費（「総務省繰出基準内繰入金」「長期前受金戻入（国補助金等）」等）の前提条件となる目標水準に留意する必要がある。

◆下水道使用料に対する考え方（第5次下水道財政研究委員会の提言）（昭和60年7月）

- 1 汚水に係る維持管理費は、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすること。
- 2 汚水に係る資本費は、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすることが妥当であるが、使用料が著しく高額となる等の事情がある場合は、過渡的に、使用料の対象とする範囲を限定することができる。

◆下水道使用料の水準に関する国の方針

- 1 【今後の下水道財政の在り方に関する研究会（総務省）】要点（平成18年3月）

基本は汚水処理費に見合った額を設定すべきだが、他の公共料金や住民負担可能額等を勘案し、3,000円/20m³・月（使用料単価150円/m³）の水準を目途に適正化を図るべき

★十日町市（R6年度） 3,050円/20m³・月（使用料単価171円/m³）

- 2 【下水道財政のあり方に関する研究会（総務省）】要点（令和2年11月）

「月3,000円/20m³・月」という水準は、雨水公費・汚水私費の原則、経費回収率や住民負担の状況、下水道経営の持続可能性の確保等を総合的に勘案しつつ、検討が必要。

また、地方財政措置の前提条件となっていることから、繰出基準も含めた地方財政措置のあり方とも一体的に検討する視点も必要

- 3 【下水道事業の収支構造適正化に向けた取組推進についての留意事項】要点（令和2年7月）

以下のいずれかに該当する場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としない。

- ・使用料単価150円/m³未満（供用開始後30年以上）
- ・経費回収率80%未満
- ・使用料改定を15年以上行っていない

**独立採算を原則としつつも、最低限の水準（今後変わり得る）を示すことで、住民負担への一定の配慮を想定。
なお、水準未達の場合は、財政措置への悪影響が生じる。**

配慮の程度を検討する指標としては、「使用料単価」や「経費回収率」が考えられる。